



講師・インストラクターの労働市場

高橋 康二

(労働政策研究・研修機構研究員)

他人にものを教える「先生」の労働市場でも、非典型化・非正規化が進んでいる。以下、その実態を明らかにするため、講師・インストラクターの労働市場を概観する。

I 小中学校の講師

そもそも「講師」とは何か。この言葉は、学校教育法のなかに登場する。具体的には、同法37条において「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない」と定められており、その第16項に「講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する」とある。ちなみに、これら講師は期間を定めて臨時的に任用されるのが一般的である。そして、これらの規定は中学校に対しても準用される（同法第49条）。つまり、学校教育法では、小中学校において教諭などに準ずる職務を臨時的に担う者のことを講師と呼んでいる¹⁾。

表1は、小学校における職名別の教員数（本務者のみ）の推移を示したものである。ここから、いくつかのことが読み取れる。第1に、過去20年ほどで、教員数は約44万人から41万人台に減少している。教員数の大半を占める教諭についても、35万人台から31万人台に減少している。第2に、これに対し、講師は1万3000人程度から2万5000人近くまで増加している。そして、それにともない教員に占める講師の比率は、3%程度から6%近くにまで上昇している。第3に、講師には女性が多い。教諭の男女比は、ほぼ一貫して1対2程度であるが、講師の男女比は、1990年代前半には1対4から1対5程度であった。第4に、しかし近年は男性の講師も増加しており、講師の男女比は、2010年代には1対2から1対3程度になっている。

表2は、中学校における職名別の教員数（本務者のみ）の推移を示したものである。詳細は割愛するが、ここからも同様に、(1) 教員数および教諭数の減少、(2) 講師数の増加、教員に占める講師比率の上昇、(3) 講師における女性比率の高さ、(4) 近年における男性講師数の増加および講師のなかでの男性比率の上昇、が読み取れる。

表1 小学校における職名別教員数（本務者）の推移（単位：人）

年度	教員数（本務者）								
	合計	うち、教諭				うち、講師			
		男女計	(%)	男性	女性	男女計	(%)	男性	女性
1992	440,769	353,539	80.2%	131,660	221,879	13,360	3.0%	2,378	10,982
1993	438,064	351,207	80.2%	128,859	222,348	13,102	3.0%	2,262	10,840
1994	434,945	348,578	80.1%	126,708	221,870	12,818	2.9%	2,285	10,533
1995	430,958	344,882	80.0%	124,066	220,816	12,907	3.0%	2,359	10,548
1996	425,714	339,902	79.8%	120,944	218,958	12,943	3.0%	2,428	10,515
1997	420,901	335,374	79.7%	117,943	217,431	12,903	3.1%	2,514	10,389
1998	415,680	330,862	79.6%	115,630	215,232	12,607	3.0%	2,633	9,974
1999	411,439	327,616	79.6%	114,311	213,305	12,123	2.9%	2,600	9,523
2000	407,598	324,051	79.5%	112,938	211,113	12,173	3.0%	2,795	9,378
2001	407,829	322,472	79.1%	112,234	210,238	14,403	3.5%	3,327	11,076
2002	410,505	323,491	78.8%	112,660	210,831	16,133	3.9%	3,649	12,484
2003	413,890	325,733	78.7%	113,595	212,138	17,406	4.2%	3,899	13,507
2004	414,908	326,420	78.7%	113,873	212,547	18,169	4.4%	4,097	14,072
2005	416,833	327,958	78.7%	114,620	213,338	18,884	4.5%	4,273	14,611
2006	417,858	329,215	78.8%	115,270	213,945	18,797	4.5%	4,390	14,407
2007	418,246	329,228	78.7%	115,286	213,942	19,097	4.6%	4,524	14,573
2008	419,309	323,191	77.1%	112,367	210,824	20,441	4.9%	5,070	15,371
2009	419,518	321,046	76.5%	111,552	209,494	21,283	5.1%	5,456	15,827
2010	419,776	319,896	76.2%	111,213	208,683	22,292	5.3%	5,991	16,301
2011	419,467	318,266	75.9%	110,856	207,410	23,264	5.5%	6,442	16,822
2012	418,707	317,052	75.7%	110,684	206,368	23,443	5.6%	6,738	16,705
2013	417,533	314,771	75.4%	110,526	204,245	24,755	5.9%	7,443	17,312

資料出所：文部科学省『学校基本調査』より。

表2 中学校における職名別教員数（本務者）の推移（単位：人）

年度	教員数（本務者）								
	合計	うち、教諭				うち、講師			
		男女計	(%)	男性	女性	男女計	(%)	男性	女性
1992	282,737	241,363	85.4%	151,229	90,134	8,757	3.1%	3,022	5,735
1993	278,267	237,084	85.2%	147,397	89,687	8,486	3.0%	2,839	5,647
1994	273,527	232,660	85.1%	143,650	89,010	8,205	3.0%	2,755	5,450
1995	271,020	229,669	84.7%	140,725	88,944	8,584	3.2%	2,934	5,650
1996	270,972	228,598	84.4%	138,870	89,728	9,612	3.5%	3,444	6,168
1997	270,229	227,215	84.1%	137,006	90,209	10,220	3.8%	3,681	6,539
1998	266,729	224,052	84.0%	134,388	89,664	9,974	3.7%	3,738	6,236
1999	262,226	219,963	83.9%	131,702	88,261	9,655	3.7%	3,687	5,968
2000	257,605	215,623	83.7%	129,159	86,464	9,550	3.7%	3,781	5,769
2001	255,494	212,022	83.0%	126,936	85,086	10,917	4.3%	4,448	6,469
2002	253,954	209,613	82.5%	125,403	84,210	11,689	4.6%	4,820	6,869
2003	252,050	207,092	82.2%	123,663	83,429	12,342	4.9%	5,026	7,316
2004	249,794	204,499	81.9%	121,863	82,636	12,724	5.1%	5,365	7,359
2005	248,694	203,088	81.7%	120,834	82,254	13,232	5.3%	5,782	7,450
2006	248,280	202,260	81.5%	120,045	82,215	13,573	5.5%	6,026	7,547
2007	249,645	202,369	81.1%	119,672	82,697	14,666	5.9%	6,677	7,989
2008	249,509	197,646	79.2%	115,542	82,104	14,857	6.0%	6,893	7,964
2009	250,771	196,520	78.4%	114,105	82,415	16,296	6.5%	7,850	8,446
2010	250,899	195,677	78.0%	113,223	82,454	16,767	6.7%	8,179	8,588
2011	253,104	196,146	77.5%	113,255	82,891	17,991	7.1%	8,804	9,187
2012	253,753	196,249	77.3%	112,720	83,529	18,211	7.2%	8,926	9,285
2013	254,235	196,125	77.1%	112,158	83,967	18,718	7.4%	9,292	9,426

資料出所：文部科学省『学校基本調査』より。

いわゆるバブル経済崩壊後、民間企業において非正規雇用労働者が増加し、雇用労働者に占めるその比率が上昇したことは広く知られている。また、非正規雇

用労働者にもともと女性が多かったことや、近年になって男性の非正規雇用労働者が増加していることも、各種資料で報告されている²⁾。小中学校では、地方公務員の定員削減などの影響により講師の活用が進んだと言われているが³⁾、その活用・就業実態は、民間企業における非正規雇用労働者の活用・就業実態と、きわめてよく一致している。

II 大学の非常勤講師

「講師」は、大学にもいる。詳細は割愛するが、これには、民間企業における「正社員」に近い「専任講師」と、たいていは半年か1年の契約で雇われ、担当する授業数に応じて給与が支払われる「非正規」の「非常勤講師」がある。

一般に、大学の非常勤講師には掛け持ち者が多いため、その実数および就業実態を正確に捉えることは難しい。しかし、1991年11月の大学審議会の答申「大学院の量的整備について」を受けて大学院在籍者および修士・博士学位取得者が増加して以来、かれらの少なくない割合が、博士学位取得後に大学の非常勤講師として働いている。少し古いが、日本学術振興会の資料によれば⁴⁾、博士学位取得後に奨学金を受給していた者のうち、「非常勤研究員等」の身分である者は受給終了直後で27.6%（文科系では45.1%）、1年後で17.1%（同25.4%）、4年後で10.7%（同19.0%）、10年後で4.9%（6.3%）となっている。

大学の非常勤講師の生活は厳しい。日本社会学会が40歳以下の会員に対して2009年に実施したアンケート調査によれば⁵⁾、常勤教員の年間担当授業数が11コマ、個人年収が657万円と推計されるのに対し（いずれも中央値）、非常勤講師はそれぞれ6コマ、171万円である。常勤教員に比べて担当授業数が少ないことはたしかであるが、1コマあたりの対価は極端に低く、生活難が予想される。そのこともあってか、常勤教員の59.6%が既婚であるのに対し、非常勤講師の60.7%は未婚である。

III スクールの講師・インストラクター

1 職業分類上の位置づけ

ところで、「講師」と呼ばれる人々は、学校教育法で定められる学校だけでなく、習い事の学校（スクール）などにもいる。これらの人々は、片仮名で「インストラクター」と呼ばれることもある。まず、これらの人々の職業分類上の位置づけを確認したい。

平成21年「日本標準職業分類」においては、大分類「B 専門的・技術的職業従事者」のなかの中分類

「24 その他の専門的職業従事者」のなかに、小分類「244 個人教師」がある。その定義は「茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補修指導の仕事に従事するもの」であり、具体的な例示は、表3の通りとなっている。

表3 平成21年「日本標準職業分類」における「個人教師」の例示

茶道個人教授	英語個人教師	アスレチックジム・インストラクター
生花個人教授	数学個人教師	きものコンサルタント（着付教室）
生花師匠	書道個人教師	スキー・インストラクター
和洋裁個人教師	塾の先生（各種学校でないもの）	空手術師範
囲碁指南	家庭教師	卓球指導員
将棋指南	柔道師範	フェンシング師範
ピアノ個人教師	剣道師範	OAインストラクター
日本舞踊個人教師	弓道師範	パソコン・インストラクター
社交ダンス教師	ゴルフレッスンプロ	そろばん塾講師

また、平成23年改訂「厚生労働省編職業分類」においても、大分類「B 専門的・技術的職業」のなかの中分類「24 その他の専門的職業」のなかに、小分類「244 個人教師」がある。具体的な例示は、表4の通りとなっている。

表4 平成23年改訂「厚生労働省職業分類」における「個人教師」の例示

学習塾教師（各種学校でないもの）	英会話教師
パソコンインストラクター（個人に教授するもの）	音楽教室講師
スポーツインストラクター	書道個人教師
スポーツクラブ指導員	生花個人教師
アウトドアインストラクター	茶道個人教師
囲碁教師	舞踊教師

これらから、学校以外のスクールなどで技術・技能を教授・指導する講師やインストラクターは、おおむねこれらの小分類に含まれると考えられる。その際、改めて確認しておきたいのは、それが「専門的・技術的職業」のなかに位置づけられていることである。

2 人数と基本属性

それでは、日本でどのくらいの人が、スクールの講師・インストラクターとして働いているのだろうか。以下、総務省統計局『就業構造基本調査』（2012年）から、それに最も近いと考えられる「個人教師」の人数と基本属性を確認してみたい。

表5は、「個人教師」の人数を、男女別・従業上の地位別に示したものである。ここから、合計が60万9600人で、そのうち63.9%（38万9600人）が女性であることが分かる。また、合計の59.9%の36万5100人が「会社などの役員を除く雇用者」である。

表6は、その「会社などの役員を除く雇用者」の男女別・雇用形態別内訳を示したものである。ここから、非正規の職員・従業員の比率が72.2%と高いこと、男性よりも女性において非正規の職員・従業員の比率が

表5 「個人教師」の男女別・従業上の地位別内訳

	合計	会社などの役員を除く雇用者			
		自営業主	家族従業者	会社などの役員	会社などの役員を除く雇用者
個人教師 (音楽)	90,100	63,100	500	900	25,400
個人教師 (舞踊, 俳優, 演出, 演芸)	26,700	11,700	900	1,300	12,800
個人教師 (スポーツ)	111,800	18,000	200	3,200	90,400
個人教師 (学習指導)	229,700	53,200	1,600	4,900	169,600
個人教師 (他に分類されないもの)	151,300	79,300	3,400	1,600	66,900
計	609,600	225,300	6,600	11,900	365,100

	男性	会社などの役員を除く雇用者			
		自営業主	家族従業者	会社などの役員	会社などの役員を除く雇用者
個人教師 (音楽)	11,000	6,100	-	200	4,700
個人教師 (舞踊, 俳優, 演出, 演芸)	4,700	2,400	-	300	1,900
個人教師 (スポーツ)	49,000	8,400	-	2,800	37,800
個人教師 (学習指導)	123,500	23,600	400	3,400	95,600
個人教師 (他に分類されないもの)	32,000	18,300	400	400	12,800
計	220,200	58,800	800	7,100	152,800

	女性	会社などの役員を除く雇用者			
		自営業主	家族従業者	会社などの役員	会社などの役員を除く雇用者
個人教師 (音楽)	79,100	57,000	500	700	20,600
個人教師 (舞踊, 俳優, 演出, 演芸)	22,100	9,300	900	1,000	10,900
個人教師 (スポーツ)	62,800	9,700	200	400	52,600
個人教師 (学習指導)	106,300	29,600	1,200	1,500	74,000
個人教師 (他に分類されないもの)	119,300	60,900	2,900	1,200	54,000
計	389,600	166,500	5,700	4,800	212,100

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(2012年)より。

表6 会社などの役員を除く雇用者の「個人教師」の男女別・雇用形態別内訳 (上段：実数, 下段：比率)

	会社などの役員を除く雇用者 (再掲)	男性		女性	
		正規	非正規	正規	非正規
		個人教師 (音楽)	25,400	400	4,300
個人教師 (舞踊, 俳優, 演出, 演芸)	12,800	1,600	300	3,200	7,700
個人教師 (スポーツ)	90,400	20,500	17,300	17,000	35,700
個人教師 (学習指導)	169,600	29,900	65,800	9,800	64,200
個人教師 (他に分類されないもの)	66,900	5,900	6,900	10,300	43,700
計	365,100	58,300	94,600	43,400	168,900

	会社などの役員を除く雇用者 (再掲)	男性		女性	
		正規	非正規	正規	非正規
		個人教師 (音楽)	100.0%	1.6%	16.9%
個人教師 (舞踊, 俳優, 演出, 演芸)	100.0%	12.5%	2.3%	25.0%	60.2%
個人教師 (スポーツ)	100.0%	22.7%	19.1%	18.8%	39.5%
個人教師 (学習指導)	100.0%	17.6%	38.8%	5.8%	37.9%
個人教師 (他に分類されないもの)	100.0%	8.8%	10.3%	15.4%	65.3%
計	100.0%	16.0%	25.9%	11.9%	46.3%

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(2012年)より。

高いことが読み取れる (男性 61.9%, 女性 79.6%)。

ちなみに、同調査で「専門的・技術的職業従事者」全体についてみると、女性比率は45.9%であり、「会社などの役員を除く雇用者」に占める非正規の職員・従業員の比率は22.4%となっている。つまり、「個人教師」は、「専門的・技術的職業従事者」のなかでも、とりわけ女性比率、非正規の職員・従業員の比率が高い職業だということができる。

3 スポーツ・インストラクターの事例

次に、スクールの講師・インストラクターの具体的

な労働市場の例として、スポーツ・インストラクターの労働市場を概観してみたい。

社会が成熟し、人々の健康づくりへの関心が高まるなか、確実な知識とスキルを持ったスポーツ指導者に対する需要が高まっている。そのような背景のもと、公益財団法人日本体育協会では、さまざまな「公認スポーツ指導者」資格を認定している。これらの資格を取得するためには講習会を受講し、検定に合格する必要があるが、専門学校等で所定のカリキュラムを履修することで講習会、検定を免除されることもある。

これらの資格を有し、スポーツの指導によって生計を立てる人々の多くは、民間のスポーツ施設で働いている。そのひとつとして、経済産業省の2005年『特定サービス産業実態調査』では、「室内プール、トレーニングジム、スタジオなど室内の運動施設を有し、インストラクター、トレーナーなどの指導者を配置し、会員にスポーツ、体力向上などのトレーニング方法などを教授する事業所」と定義される「フィットネスクラブ」について調査をしている⁶⁾。

これによると、全国には1881事業所のフィットネスクラブがあり、その従業者数は計6万4502人 (男性2万3134人、女性4万1368人)である。そのうち、正社員・正職員が1万2323人、パート・アルバイト等が4万5248人、臨時雇用者が5447人であることから、やはり非正規雇用者比率が高いことがうかがえる⁷⁾。ちなみに、年間営業費用のうち「給与支給総額」は1490億6100万円であることから、従業者1人あたりの年間給与支給額は231万1000円となり、決して高いとはいえない。

また、スポーツ・インストラクターは、高度なスキルを要求される一方で、多くの雑務もこなさなければならない。社会学者がフィットネスクラブ施設に併設されるテニススクールで参与観察した記録によると⁸⁾、インストラクターには、①テニスの基礎技術のデモンストレーションができること、②レッスン生のレベルに応じてラリーを続けられることが必要とされる。これらの技術は、短期間では習得できないため、インストラクターは、入職前に相当程度の専門的な技術を持っていないといけないという。

それに加え、多様なライフスタイルを持つ顧客のニーズに対応できるよう、そのテニススクールは年中無休で営業され、1日に約28のレッスンが組まれている (1レッスンは80分)。レッスンを受け持つ契約社員は、1日平均5レッスン弱、週に24レッスンをこなすとともに、それ以外にも毎朝の朝礼、クラブ施設周辺の植物への水撒き、清掃、コートの掃除機か

け、広報宣伝のビラ配り、ラケットのガット張替え作業、その他顧客対応などの業務をこなしている。

かれらの就職動機はさまざまである。たとえば、トッププレイヤーとしてのキャリアを持つ者が、その技術や経験を次世代に伝達したいという思いから、自ら望んでこの仕事を選ぶ場合がある。しかし、小中学校時代に「地区・県大会等でベスト8以上ほどの戦績」を持っているが、トッププレイヤーのレベルには至らなかった者が、「インストラクターになりたいというより、ふと就職を考えるようになった時に、自分にはそれしかなかった」という消極的な動機で就職することもあるという。

4 業務委託契約

ところで、表5でみたように、「個人教師」の3割強は自営業主として働いている。そのなかには、自宅で授業・レッスンをしている者もいるが、なかには、スクールと業務委託契約を結び、スクールの講師・インストラクターとして授業・レッスンをしている者も相当数いると考えられる。スクールの側としては、業務委託契約とすることによって、解雇や労働条件の不利益変更に関する労働者保護規制を免れられる可能性が高くなる。

これに対し、業務委託契約を結んでいる講師・インストラクターの側が、雇用や労働条件を守るため、自らの労働者性を主張して訴えを起こすこともある。最近では、マンツーマン方式の英会話レッスン事業を営む株式会社と業務委託契約を結ぶインストラクターが、労働組合法上の労働者性を認めるよう申し立てた事案がある⁹⁾。

IV おわりに

以上、小中学校の講師、大学の非常勤講師、スクールの講師・インストラクターの労働市場を概観してきた。そこから浮かび上がってきたのは、女性の職場（そしてそこへの男性の参入）、低収入、不本意就業、不安定就業によって特徴づけられる現状と、定員削減にともなう現場での人手不足、大学院進学

者の増加による高学歴人材の就職難、消費者の多様かつシビアなニーズといった背景要因である。ここから示唆されるのは、他人にものを教える「先生」といっても、その労働市場は決して「聖域」ではなく、一般企業の労働市場と同様の形で非典型化・非正規化が進んでいるという事実である。

- 1) 学校教育法では高等学校や大学などの「講師」についても定めているが、高等学校の「講師」については、小中学校の「講師」と類似しているため割愛し、次節にて大学における「講師」について述べることにする。
- 2) 労働政策研究・研修機構編（2013）『雇用の多様化の変遷（そのⅢ）：2003・2007・2010 ——厚生労働省「多様化調査」の特別集計より』（JILPT 労働政策研究報告書 No.161）を参照。
- 3) 文部科学省（2012）「非正規教員の任用状況について」（公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（第14回）配布資料）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/084/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2012/06/28/1322908_2.pdf）より。
- 4) 日本学術振興会（2005）「就職状況一覧表」（http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_syusyokuichiran.html）を参照。
- 5) 日本社会学会（2010）「若手研究者の研究・生活の現状と研究活性化に向けた課題——日本社会学会若手会員へのアンケート調査報告書」（<http://www.gakkai.ne.jp/jss/2010/03/10181802.php>）を参照。
- 6) 経済産業省経済産業政策局調査統計部編（2006）『平成17年特定サービス産業実態調査：フィットネスクラブ編』（経済産業統計協会）を参照。
- 7) 従業者6万4502人のうち指導員が4万5250人と大半を占めるので、指導員においても非正規雇用者比率が高いと推測される。
- 8) 田中研之輔（2013）「都市型サービス産業の労働現場——民間施設に従事する若年専門技術者の事例」町村敬志編著『都市空間に潜む排除と反抗の力』（明石書店）121-145頁を参照。執筆者の田中氏は、過去8年間テニススクールでアルバイトのインストラクターとして働いた経験があり、その経験を活かして、関東地区にある民間スポーツ施設でテニスのインストラクターの労働実態を参与観察したという。
- 9) GABA事件（大阪府労委決・平21・12・22・労判998号86頁）を参照。

たかはし・こうじ 労働政策研究・研修機構総合政策部門研究員。最近の主な著作に『壮年期の非正規労働——個人ヒアリング調査から』（JILPT資料シリーズ No.126, 2013年）。産業社会学専攻。